

(前のページより続き)  
特殊法人等  
厚生年金基金清算結了・清算人退任  
関係  
会社その他

三

本号で公布された  
法令のあらまし

◇食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三二二号)(厚生労働省)

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三〇年法律第四六号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三二年四月一日とすることとした。

政 令

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年十一月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百二十一号

食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四六号)附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

食品衛生法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

厚生労働大臣 根本 匠  
内閣総理大臣 安倍 晋三

省 令

○厚生労働省令第三百二十三号

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四六号)の一部の施行に伴い、及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十一条の三第一項の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月二十六日

厚生労働大臣 根本 匠

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令  
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。  
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
食品衛生法施行規則	食品衛生法施行規則目次
第一章 食品、添加物、器具及び容器包装 (第一条―第二十条)	第一章 食品、添加物、器具及び容器包装 第二章及び第三章 削除
第二章 監視指導(第二十一条)	第四章 製品検査
第三章 削除	第五章 輸入の届出
第四章 製品検査(第二十四条―第三十一条)	第六章 食品衛生検査施設
第五章 輸入の届出(第三十二条―第三十条)	第七章 登録検査機関
第六章 食品衛生検査施設(第三十五条―第三十七条)	第八章 営業
	第九章 雑則
	附則
	食品衛生法施行規則